

いいだ未来デザイン2028で目指すまちの姿の実現に向けて展開する分野別計画（令和6年度に終期を迎える計画一覧）

関係する基本目標	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	計画の区分	備考
基本目標1 基本目標11 基本目標13	21' いいだ環境プラン	ゼロカーボンシティ推進課	市民、事業者、行政の環境活動の指針となる計画として策定する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民、事業者、行政の協働による飯田市のめざす都市像「環境文化都市」実現に向けた環境計画</li> <li>廃棄物、生物多様性、気候変動をはじめ、自然環境、生活環境、快適環境などが対象。全市域を対象地区とし、具体的な環境目標値を設定</li> </ul>	令和3年度～ 令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>飯田市環境基本条例（第7条）</li> <li>気候変動適応法（第12条）</li> </ul>	条例計画	報告済み
基本目標3 基本目標4	第4次 飯田市立図書館サービス計画	中央図書館	利用者や地域のニーズに基づき図書館サービスの充実を図るため、今後の飯田市立図書館のあり方やサービス充実の方策について定める。	<ol style="list-style-type: none"> <li>基本方針</li> <li>具体的な取組 <ul style="list-style-type: none"> <li>図書・資料・情報提供の充実</li> <li>子どもの読書活動の推進</li> <li>身近に使える図書館の充実</li> <li>学びあいにより人と人のつながり、読書や学びが広がる場づくり</li> <li>地域の歴史と文化の記録の蓄積と提供</li> <li>安全で安心して使える施設の整備</li> </ul> </li> </ol>	令和3年度～ 令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>図書館法</li> <li>公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準</li> </ul>	努力義務	
基本目標4	飯田市歴史研究所第5期中期計画	歴史研究所	人々の営みを基礎とした歴史文化遺産（地域遺産）の収集、保存と調査研究及びその成果の地域還元のため、歴史研究所が重点的に取り組む事項を明確にするために策定	<p>計画期間中に歴史研究所が取り組む下記事項について規定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>基本方針</li> <li>重点目標</li> <li>基本的事業活動</li> <li>歴史研究所の体制整備</li> </ol>	令和3年度～ 令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>飯田市歴史研究所条例</li> <li>飯田市歴史研究所管理運営規則</li> <li>飯田市誌編さん事業に関する答申</li> </ul>	任意	報告済
基本目標4 基本目標10	飯田市多文化共生社会推進計画第2次改定版	共生・協働推進課	多文化共生社会の実現に向けて、外国人住民の定住支援と国際交流、国際理解に関わる施策等を体系的・総合的に推進する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>定住生活の支援 <ol style="list-style-type: none"> <li>コミュニケーション支援</li> <li>子どもの教育支援</li> <li>生活支援</li> <li>地域社会活動への参画支援</li> <li>安全・安心な暮らしの支援</li> </ol> </li> <li>国際理解・国際交流の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>人権・多文化共生推進のための国際理解・国際交流の推進</li> </ul> </li> </ol>	令和3年度～ 令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域における多文化共生推進プラン（国）</li> <li>長野県多文化共生推進指針</li> <li>飯田市多文化共生社会推進基本方針</li> </ul>	任意	報告済

関係する基本目標	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の根拠・関連する国県等の計画・計画期間	計画の区分	備考
基本目標5 基本目標12	飯田市スポーツ推進計画【第2次改定版】	生涯学習・スポーツ課	「スポーツ基本法」に基づき、飯田市のスポーツ行政を総合的に推進する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 スポーツによる健康・体力の向上</li> <li>2 競技力向上の推進</li> <li>3 スポーツを支える人材の発掘・育成</li> <li>4 スポーツを通じたコミュニティづくりと交流の拡大</li> <li>5 障がい児・者と一緒に楽しめるスポーツの推進</li> <li>6 スポーツ施設の整備・充実</li> </ol>	令和3年度～ 令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ基本法</li> <li>・スポーツ基本計画</li> <li>・長野県スポーツ推進計画</li> </ul>	努力義務	報告済
基本目標6 基本目標8	飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画	福祉課	地域活動による支え合いや住民相互の助け合い（共助）による福祉のまちづくりを推進する。	<p>基本理念 「誰もが主役、皆が地域で支え合う、住み慣れた地域で共に生きていくために」</p> <p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安心して暮らせる社会づくり</li> <li>2 共に支え合う地域づくり</li> <li>3 健やかに暮らせる地域づくり</li> <li>4 包括的支援体制づくり</li> </ol>	第2期 令和3年度～ 令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法</li> </ul>	努力義務	
基本目標11	飯田市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画	環境課	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行う。	一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める計画。これに基づき、適正処理を実施するとともに、廃棄物の発生を抑制し、ごみの削減・リサイクルの目標を掲げ、循環型社会の形成を目指す。	令和3年度～ 令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条</li> <li>・長野県廃棄物処理計画（第5期）令和3年度から5年間</li> <li>・21' いいた環境プラン 令和3年度から4年間</li> </ul>	法定計画	報告済
基本目標11 基本目標13	飯田市地球温暖化対策実行計画（第3次飯田市環境モデル都市行動計画）	ゼロカーボンシティ推進課	ゼロカーボンシティの実現に向けて具体的な内容を定め、多様な主体の役割を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネルギーの加速的推進</li> <li>・持続可能な生活様式への転換</li> <li>・地域産再生可能エネルギーの創出</li> <li>・地域産再生可能エネルギーの活用</li> <li>・森林整備による吸収源の確保</li> </ul>	令和3年度～ 令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内閣府による環境モデル都市の選定に基づく策定</li> <li>・地球温暖化対策の推進に関する法律（第19条第2項）</li> </ul>	努力義務	報告済み

関係する基本目標	分野別計画等の名称	主管課	計画策定の目的	計画、事業の概要	計画期間	策定の視覚・関連する図表等の計画・計画期間	計画の区分	備考
基本目標12	飯田市橋梁長寿命化修繕計画	維持管理課	市民に安全で安心な道路を提供することを目的として、従来の損傷発見毎の事後的な修繕や架替ではなく、道路法に基づく定期点検(5年毎)により道路橋の状態を把握し、損傷が軽微な段階に予防的な修繕を行うことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を目標に計画的な維持管理を実施する。また、定期点検結果に基づき長寿命化修繕計画の見直しを随時行い、道路橋の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減および年度毎の維持管理コストの平準化を図る。	全橋梁数 945橋(橋長2.0m以上) ・健全度判定Ⅲ以上の橋梁を計画的に修繕する 対象90橋の内で通行規制による6橋を除く84橋を実施 ・定期点検を945橋実施する 健全度判定区分 Ⅰ(健全) 188橋 Ⅱ(予防保全段階) 667橋 Ⅲ(早期処置段階) 90橋 Ⅳ(緊急処置段階) 0橋	令和2年度～令和6年度 ※随時見直し	・インフラ長寿命化基本計画 ・飯田市公共施設等総合管理計画 ・道路法第42条	努力義務(補助金)	
基本目標13	飯田市行財政改革大綱及び実行計画	財政課	人口減少・少子高齢化の更なる進行、新型コロナウイルス感染症対策等による市民生活や社会経済の変化に伴い、税収等の財源の減少が想定される中、新たな需要に対応しつつ、限られた財源で市民サービスを維持・提供していくことを基本スタンスとした上で、安定的で健全な行財政運営を確立していくことを課題と捉え、事業や業務を行う構造部分の改革にステージを移し、人口減少・少子高齢化時代における持続可能な行財政運営を実現するため、方針を定める。	1 基本方針 人口減少・少子高齢化時代における持続可能な行財政運営の実現 2 取組の柱 社会構造の変化、気候変動や新たな生活様式に対応しながら、将来を見据えた構造的な改革を進め、持続可能な財政基盤の確立を目指す。 (1) 実態に即した無理のない堅実な財政運営の実現 (2) 公共施設(建物)の最適化 (3) 行政サービスの刷新 (4) 職員配置の適正化と職員の能力向上の推進 3 実行計画 基本方針を実現するための目標値を定め、「取組の柱」ごとに取組項目を設定し、様々な改革を進める。	令和3年度～令和6年度		任意	報告済
その他	辺地対策総合整備計画	財政課	辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、辺地に係る公共的施設の総合的、かつ、計画的な整備を実施するため策定する。	下栗辺地 辺地の人口85人、面積21.3km <sup>2</sup> 1 辺地の概況 (1) 辺地を構成する町又は字の名称 上村 (2) 地域の中心の位置 飯田市上村下栗1151 (3) 辺地度数 174点 2 公共的施設の整備を必要とする事情 下栗辺地は、市中心部から東端に位置し、その中心地は市役所から約30km離れた場所にあり、南は飯田市南信濃地区と境を接している。 市道上村25号線及び150号線は、下栗辺地の重要な生活道路であり、上村3号線を経由し、上村自治振興センター及び上村小学校等の公共施設が集中する地域の中心部へアクセスする道路である。 山間地を通る路線であるため狭隘でカーブが多く、地区住民のみならず観光客等の車両が脱輪するなどの事象が頻繁に発生しているため、当路線の改良を行うことにより、地域の中心部及び他地区への通行の安全を確保し、利用者の利便性の向上を図る。 3 公共的施設の整備計画 (1) 市道上村25号線改良事業 30,000千円 (2) 市道上村150号線改良事業 10,000千円	令和4年度～令和6年度	・辺地に係る公共的施設の整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年4月25日法律第88号)	努力義務(補助金)	議決
その他	循環型社会形成推進地域計画	下水道課	個別処理区域における生活排水による公共用水域の汚濁を防止し、生活環境の保全及び公共衛生の向上を図る。	浄化槽設置者に補助金を交付する。 ・5人槽：95基 ・6～7人槽：68基 ・8～10人槽：10基 ・11～20人槽：5基 ・21～30人槽：4基 ・交付対象基数：182基 (宅内配管費：38基含む) (便槽撤去費：38基含む)	令和2年度～令和6年度	・飯田市生活排水処理基本計画 ・長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想 ・飯田市下水道ビジョン	努力義務(補助金)	